

## 第2回定例会会議録

令和元年 6月17日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（小井土哲雄君） おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。理事者側も、全員の出席であります。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

6月7日の本会議において、各常任委員会に付託となり、審議、審査願いました議案、陳情について、日程に従い、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第44号 町道の一部廃止について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第1 議案第44号 町道の一部廃止について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

### 委員会審査報告書

議案第44号 町道の一部廃止について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第44号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第44号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第44号 町道の一部廃止については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第2 議案第45号 御代田町町税条例等の一部を改正する

条例案について―――

―――日程第3 議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について―――

―――日程第4 議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第2 議案第45号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、日程第3 議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、日程第4 議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第45号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について

議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について

議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第45号から第47号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第45号から第47号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第45号 御代田町町税条例等の一部を改正する条例案について、議案第46号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について、議案第47号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

ては、委員長報告のとおり決しました。

- ――日程第5 議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第6 議案第49号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第7 議案第50号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第8 議案第51号 御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第5 議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第6 議案第49号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、日程第7 議案第50号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第8 議案第51号 御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 2ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第48号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第49号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第50号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 5 1 号 御代田町森林経営管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を  
制定する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定  
しましたから、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第 4 8 号から第  
5 1 号についてを一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願いま  
す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 4 8 号から第 5 1 号は、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思ひ  
ます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 4 8 号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第 4 9 号 御代田町放課後児  
童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案  
について、議案第 5 0 号 御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一  
部を改正する条例案について、議案第 5 1 号 御代田町森林経営管理基金の設置、  
管理及び処分に関する条例を制定する条例案については、委員長報告のとおり決し  
ました。

―――日程第 9 議案第 5 2 号 令和元年度御代田町一般会計

補正予算案（第2号）について――

○議長（小井土哲雄君） 日程第9 議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 1ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）について

（総務福祉常任委員会付託分）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、本案は町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま各常任委員長から報告がありました議案第52号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第52号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第52号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第10 議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計

補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第10 議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(市村千恵子君) 1ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

委員会審査報告書

議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第1号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(小井土哲雄君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第53号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第53号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第53号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第11 議案第54号 令和元年度御代田町公共下水道事業  
特別会計補正予算案(第1号)について―――

―――日程第12 議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計  
補正予算案(第1号)について―――

○議長(小井土哲雄君) 日程第11 議案第54号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、日程第12 議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 井田理恵君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(井田理恵君) 2ページをお開きください。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

町民建設経済常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第54号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)  
について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定

しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 委員長。第55号も含まれていますので。

○町民建設経済常任委員長（井田理恵君） 失礼いたしました。

引き続き、議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第1号）について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第54号、第55号を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第54号、第55号は、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思いません。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第54号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、議案第55号 令和元年度御代田小沼水道事業会計補正予算案については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第13 陳情第10号 国の責任による35人学級推進と、

教育予算の増額を求める陳情―――

――― 日程第 1 4 陳情第 1 1 号 義務教育費国庫負担制度の

堅持・拡充を求める陳情―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第 1 3 陳情第 1 0 号 国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情、日程第 1 4 陳情第 1 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 3 ページをお開きください。

#### 陳情審査報告書

#### 1 審査の結果

##### （1）採択とすべきもの

- 1 件名 陳情第 1 0 号 国の責任による 3 5 人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情

（6 月 7 日の議会において付託）

- 2 件名 陳情第 1 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情

（6 月 7 日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和元年 6 月 1 7 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

○議長（小井土哲雄君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第 1 0 号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第10号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

陳情第10号に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、陳情第10号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第11号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第11号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

陳情第11号に対する委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、陳情第11号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第15 意見案第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の

増額を求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第15 意見案第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案について、を議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

○議会事務局長（木内一徳君） 4ページをお願いします。

意見案第7号

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年6月17日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

次のページをお願いいたします。

国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）

平成23年国会において、小学校1年生に35人学級を導入することが全会一致で法律（義務標準法改正）に盛り込まれ、附則で小学校2年生以降順次改訂することを検討し、財源確保に努めると決めました。しかし、翌年の平成24年度は法改正ではなく、加配で小学校2年生を35人学級とし、それ以降、国の35人学級は進んでいません。

長野県では、平成25年度に35人学級を中学校3年生まで拡大し、小中学校全学年で35人学級となりました。しかし、義務標準法の裏づけがないため、財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応するなど、課題も多く残されています。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など、多様化する学校現場に対応し、教員が一人一人の子どもと向き合い、行き届いた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには、少人数学級は欠かせません。このため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において少人数学級を早期に実現する必要があります。

また、長野県では少子化が進む中で、県や市町村が独自に教員を配置するなどし

て複式学級を解消していますが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっています。児童生徒数が少ない市町村においても、行き届いた教育を実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、豊かな教育を進めるため、下記の事項を強く要望します。

記

1 国の責任において、計画的に35人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。

2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

次のページをお願いします。

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 意見案第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書（案）に対する趣旨説明を行います。

長野県では、2013年度に30人規模学級、35人学級が中学校3年生まで拡大され、小中学校全学年において35人学級が実施されております。しかし、義務標準法の裏づけがなく、国の加配等を利用しながら予算的なやりくりをしているため、課題も多く残されています。

少人数学級の推進は、義務教育水準の維持向上を図る上で、極めて重要であるため、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要があります。また、少子化の進む自治体では、複数の学年を1クラスで受け持つ複式学級が採用されていますが、行き届いた教育を実現するため、複式学級を解消するよう、学級定員を引き下げることが大切です。

以上のことから、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第7号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、意見案第7号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

―――日程第16 意見案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を

求める意見書案について―――

○議長（小井土哲雄君） 日程第16 意見案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案についてを議題とします。

意見書案の朗読をします。

木内議会事務局長。

○議会事務局長（木内一徳君） 7ページをお願いします。

意見案第 8 号

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

上記意見案を、御代田町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和元年 6 月 17 日

御代田町議会議長 小井土哲雄様

提出者 総務福祉文教常任委員長 市村千恵子

8 ページをお願いいたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきました。しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年、三位一体改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持されたものの、費用の負担割合を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げたため、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態になっています。

そこで、令和 2 年度予算編成において、義務教育の水準の維持向上、機会均等及び地方財政の安定を図るため、下記の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

長野県北佐久郡御代田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

文部科学大臣 殿

総務大臣 殿

以上です。

○議長（小井土哲雄君） 本案について、趣旨説明を求めます。

市村千恵子総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 市村千恵子君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（市村千恵子君） 意見案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案に対する趣旨説明を行います。

義務教育の無償化は、憲法に規定されている大切な原則です。この原則を守るため、義務教育国庫負担制度が1953年に成立しました。しかし、1985年から、政府は教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。さらに2006年に、三位一体改革の議論の中で、国庫負担が2分の1から3分の1になり、減らされた国庫負担金は、交付税の形で配分されていますが、地方交付税そのものが減らされており、地方財政を圧迫する状況が続いています。

教育の機会均等と水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元することを求めるため、本意見書を提出する次第です。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これより、意見書案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

意見案第8号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

本案は原案のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、意見案第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書案については、原案のとおり決しました。

ただいま、町長から議案5件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から第5とし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第56号から第60号を追加日程第1から第5として、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第56号 監査委員の選任について――

○議長(小井土哲雄君) 追加日程第1 議案第56号 監査委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 追加議案書の2ページをご覧ください。

議案第56号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字御代田2628番地250

氏 名 泉喜久男

生年月日 昭和14年1月9日生

令和元年6月17日提出

御代田町長 小園拓志

監査委員は、地方自治法第196条第1項により、町長が議会の同意を得て、人格が高潔で、町の財産管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた見

識を有するもの、及び議員のうちからこれを選任すると規定されており、同法第197条により、任期は見識を有するもののうちから選任されるものにあつては4年とし、議員のうちから選任されるものにあつては、議員の任期とすると規定されております。

泉喜久男氏は、平成19年6月から現在まで、3期12年にわたって代表監査委員としての重責を果たされてきました。このたび、あす6月18日をもって任期満了となることから、引き続き監査委員として、同種の選任について議会の同意をお願いするものです。

御同意をいただきましたら、新たな任期は令和元年6月19日から令和5年6月18日までの4年間となります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 暫時休憩します。

（午前10時35分）

（休 憩）

（午前10時37分）

○議長（小井土哲雄君） 本会議を再開します。

以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第56号を採決します。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第56号 監査委員の選任については、原案のとおり同意すること

に決しました。

――追加日程第2 議案第57号 固定資産評価員の選任について――

○議長（小井土哲雄君） 追加日程第2 議案第57号 固定資産評価員の選任について、  
を議題とします。

内堀副町長には退席願います。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） それでは、追加議案書の3ページをご覧ください。

議案第57号

固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 御代田町大字塩野1285番地12

氏 名 内堀豊彦

生年月日 昭和30年11月1日生

令和元年6月17日 提出

御代田町長 小園拓志

固定資産評価員は、地方税法第404条第1項により、町長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ町長が行う価格の決定を補助するために設置すると規定されており、同条第2項により固定資産の評価に関する知識及び経験を有するものうちから、町長が議会の同意を得て選任すると規定されています。

また、評価員の数は、御代田町町税条例第76条により、1人とすると規定されており、任期の定めはございません。

平成30年3月31日までは、渡辺晴雄前副町長を評価員に選任していましたが、本人から辞退願いが提出され、平成30年4月1日からの1年間は副町長が不在だったことから、後任者を選任しておりませんでした。本年4月1日から、内堀豊彦氏が副町長に就任され、固定資産評価員として適任者でありますので、同種の選任

について、議会の同意をお願いするものです。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第57号を採決します。

本案は原案のとおり、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第57号 固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩します。

（午前10時40分）

（休 憩）

（午前10時41分）

○議長（小井土哲雄君） 本会議を再開します。

――追加日程第3 議案第58号 平成30年度御代田北小学校

冷房設備設置工事請負契約について――

○議長（小井土哲雄君） 追加日程第3 議案第58号 平成30年度御代田北小学校冷房設備設置工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 追加議案書４ページをお開きください。

議案第５８号

平成３０年度御代田北小学校冷房設備設置工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成３０年度御代田北小学校冷房設備設置工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- １ 契約の目的 平成３０年度御代田北小学校冷房設備設置工事請負契約
- ２ 契約の方法 指名競争入札による方法
- ３ 契約の金額 ５,６５４万円
- ４ 契約の相手方 御代田町大字馬瀬口１６７０番地７４ 大井建設工業株式会社 代表取締役 大井康史 氏です。

なお、工期につきましては、次ページの仮契約書のとおり、議会議決日の翌日から１１月２９日までとしております。

令和元年６月１７日提出

御代田町長 小園拓志

本請負契約につきましては、６月５日に軽井沢町の笹沢建設株式会社、小諸市の竹花工業株式会社、佐久市の株式会社竹花組、株式会社堀内組、池田建設株式会社、大信建設株式会社、株式会社安井建設、株式会社田中住建、町内の大井建設工業株式会社、山口工業株式会社、以上１０社による指名競争入札を執行し、その結果、大井建設工業株式会社と６月７日付で仮契約を締結しています。

なお、落札決定額に対する落札率は、９１．６５％となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第58号 平成30年度御代田北小学校冷房設備設置工事請負契約については、原案のとおり決しました。

――追加日程第4 議案第59号 平成30年度御代田南小学校

冷房設備設置工事請負契約について――

○議長(小井土哲雄君) 追加日程第4 議案第59号 平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事請負契約について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 追加議案書7ページをお開きください。

議案第59号

平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事請負契約
- 2 契約の方法 指名競争入札による方法
- 3 契約の金額 7,971万7,000円
- 4 契約の相手方 御代田町大字馬瀬口1670番地74 大井建設工業株式会社代表取締役 大井康史 氏です。

なお、工期につきましては、次ページの仮契約書のとおり、議会議決日の翌日か

ら11月29日までであります。

令和元年6月17日 提出

御代田町長 小園拓志

本契約につきましては、6月5日に、先ほど申しあげました10社による指名競争入札を執行し、その結果、大井建設工業株式会社と6月7日付で仮契約を締結しています。なお、落札予定額に対する落札率は、90.11%となっております。

説明は以上です。よろしく審議のほう、お願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第59号 平成30年度御代田南小学校冷房設備設置工事請負契約については、原案のとおり決しました。

――追加日程第5 議案第60号 平成30年度御代田中学校

冷房設備設置工事請負契約について――

○議長（小井土哲雄君） 追加日程第5 議案第60号 平成30年度御代田中学校冷房設備設置工事請負契約について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 追加議案書 10 ページをお開きください。

議案第 60 号

平成 30 年度御代田中学校冷房設備設置工事請負契約について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、指名競争入札に付した平成 30 年度御代田中学校冷房設備設置工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- 1 契約の目的 平成 30 年度御代田中学校冷房設備設置工事請負契約
- 2 契約の方法 指名競争入札による方法
- 3 契約の金額 5,940 万円
- 4 契約の相手方 御代田町大字御代田字雪窓 26 6 4 番地 1 4 山口工業株式会社 代表取締役 山口裕之 氏です。

なお、工期につきましては、仮契約書のとおり、議会議決の日の翌日から 11 月 29 日までです。

令和元年 6 月 17 日 提出

御代田町長 小園拓志

本契約につきましては、6 月 5 日、先ほど申しあげました 10 社による指名競争入札を執行し、その結果、町内の山口工業株式会社と 6 月 7 日付で仮契約を締結しています。なお、落札率予定額に対する執行率 91.15%となっております。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小井土哲雄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第60号を採決します。

本案は原案のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第60号 平成30年度御代田中学校冷房設備設置工事請負契約については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(小井土哲雄君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 皆様の慎重な御審議の結果、本定例会におきましても原案どおりの可決、御同意をいただきましたこと、心より感謝申し上げます。

今回は、選挙後の骨格予算に肉付けをする形で、補正予算を出させていただきましたが、正直に申し上げて、予算が潤沢とは言いがたい状況であります。やりたかったことの全てを盛り込むにはまだほど遠い状況となったのは事実であります。

今後、町民の皆様の御期待により、どう応えていくか、さらなる研究を重ねてまいりたいと存じますので、議員の皆様におかれましてもお知恵を賜れたら幸いに存じます。

これから体力的に厳しい季節を迎えることとなりますが、議員各位、また傍聴の皆様、テレビでご覧の皆様初め、町民の皆様におかれましては、くれぐれも御自愛の上、健やかに過ごしてください。ありがとうございました。

――閉 会――

○議長(小井土哲雄君) これにて、令和元年第2回御代田町議会定例会を閉会とします。

お疲れさまでした。

閉 会 午前 1 0 時 5 4 分